

「多重債務者相談強化キャンペーン 2019」について

令和元年 7 月 30 日
多重債務者対策本部長決定

1. 趣旨

多重債務問題を抜本的に解決するため、多重債務者対策本部は、平成 19 年 4 月、「多重債務問題改善プログラム」を決定し、取り組むべき網羅的な施策をとりまとめた。本「プログラム」に基づき全国の自治体等における相談窓口の整備が進められてきたところ、これら相談窓口の認知度の向上や、潜在的な相談者の掘り起こし等を目的として、平成 20 年度より「多重債務者相談強化キャンペーン」を毎年実施してきている。

改正貸金業法完全施行により、多重債務問題は一時に比べ落ち着きをみせているが、多額の借入残高を有する層は現在も相当数存在し、継続的に多重債務者対策を講じていく必要がある。

このため、本年度も、「多重債務者相談強化キャンペーン 2019」を実施することとし、消費者及び事業者向けの無料相談会の開催等の取組（電話による相談の受付を含む。）や生活困窮者自立相談支援事業の相談窓口との連携等を行うとともに、ヤミ金の利用防止等に係る周知・広報を行うこととする。

また、昨年 10 月に施行されたギャンブル等依存症対策基本法に基づき、本年 4 月に「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が策定、閣議決定されたことを踏まえ、その取組を進めることが求められるところ。本年 3 月に更新・公表した、多重債務者相談窓口等におけるギャンブル等依存症に関する相談拠点との具体的な連携方法や相談実施方法等を整理した対応マニュアルについても、改めて情報提供を行うこととする。

2. 期間

令和元年 9 月 1 日（日）から 12 月 31 日（火）までの 4 か月間

3. 主催

多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センター（法テラス）

4. 実施概要

多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センターの連名で、別添 1 のとおり、都道府県に呼びかけ、キャンペーン期間中に都道府県、当該都道府県の弁護士会及び司法書士会並びに中小企業団体（注）が共同で消費者及び事業者向けの無料相談会の開催等を行う。その他、実施に関し必要な事項については別添 2 のとおり定める。

（注）中小企業団体とは、全国の商工会議所及び商工会並びに都道府県中小企業団体中央会。